

令和7年度 八雲町教育・保育給付第1号認定利用者負担金基準額表

1 給食費について

- 給食費はおかず、おやつ、牛乳、お茶等の副食費の金額になります。主食費（お米など）は含まれておりません。
- 給食費については八雲町で算定し、利用料決定通知書にてお知らせいたします。利用料決定通知書に金額が記載されている方は副食費徴収対象者となっております。（記載が0円の方につきましては副食費免除対象者となっております。）給食費に関するお問い合わせは八雲町住民生活課児童係までお願いいたします。
- 給食費は、認定こども園に直接お支払いいただきます。支払方法については、認定こども園にお問い合わせください。

階層区分 (推定年収)	定 義		利用者負担金 (月額)	給食費 (月額)
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
第2階層 (～270万円)	市町村 民税の	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含)	0円	0円
第3階層 (～360万円)	額の区 分が右	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0円	0円
第4階層 (～680万円)	欄の区 分に該	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0円	4,900円
第5階層 (680万円～)	当する 世帯	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0円	4,900円

2 保育料・給食費の算定について

● 4月分～8月分保育料

前年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

● 9月分～翌3月分保育料

当年度市町村民税所得割課税額に応じて決定

- ① 父母の市町村民税所得割課税額の合計が当てはまる階層が、保育料・給食費となります。
- ② 国の定める基準額を上限に、各市町村でそれぞれ階層を決定します。
八雲町の場合、子育て支援として同居祖父母等の市町村民税所得割課税額は計上しないことにしております。
- ③ 第3階層以上における市町村民税所得割課税額の算定については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は含めずに行います。

- ④ 第4階層、第5階層の世帯は、同一世帯に小学校3年生以下の兄弟がいる場合、3年生以下の最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第3子以降の給食費は無料となります。

3 その他のお知らせ

- 離婚や結婚、転居などにより、給付認定申請書など役場に届け出ている状況と現在の状況が異なる場合は、早急にお申し出ください。
- 確定申告等により税額が変更となった場合、早急にお申し出ください。

お問い合わせ先 八雲町住民生活課児童係 ☎ 0137-62-2112